

## 情報公開制度運用状況の公表

小城市情報公開条例第35条に基づき、毎年1回各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、これを公表することとしています。

### 1 実施機関別公開請求・公開申出状況

(単位：件)

実施機関		平成25年度					
		公開請求		公開申出		計	
		件数	公文書数	件数	公文書数	件数	公文書数
市長	総務部	4	15			4	15
	市民部						
	福祉部	1	4			1	4
	産業部						
	建設部						
	会計局						
	水道	1	1			1	1
	市民病院	10	10			10	10
議会							
教育委員会		2	35	1	9	3	44
選挙管理委員会		1	1			1	1
監査委員							
農業委員会							
固定資産評価審査委員会							
計		19	66	1	9	20	75

(注) 「公開請求」の対象となる公文書は、条例の施行日(平成17年3月1日)以降に作成され、又は取得した公文書で、「公開申出」の対象となる公文書は、条例の施行日以前に作成され、又は取得した公文書です。

### 2 実施機関別公開決定等の状況

(単位：件)

実施機関		公開請求等の状況 (公文書数)	処理状況				
			公開	部分公開	非公開	(うち公文書 不存在による 非公開)	取下げ
市長	総務部	15	11	1	3	(2)	
	市民部						
	福祉部	4	4				
	産業部						
	建設部						
	会計局						
	水道	1					1
	市民病院	10	10				
議会							
教育委員会		44	44				
選挙管理委員会		1			1	(1)	
監査委員							
農業委員会							
固定資産評価審査委員会							
計		75	69	1	4	(3)	1

### 3 部分公開及び非公開の決定理由別内訳

(単位：件)

区分	部分公開及び非公開 決定件数	決定理由							公文書不存在
		7条1号	7条2号	7条3号	7条4号	7条5号	7条6号	10条	
		る個人情報に関する情報	情法人等に関する情報	関公共の安全等に関する情報	関意思形成過程に関する情報	る事務事業に関する情報	法令秘情報	関公文書の存否に関する情報	
部分公開	1	1							
非公開	4	1							3

(注) 部分公開及び非公開の決定理由は、1件の決定について複数の場合があります。

### 4 不服申立ての件数及びその処理状況

公開決定等に対する不服申立てはありませんでした。